

# 海外経済要録

## 国際機関

### ◇第29回エカフェ東京総会の開催

第29回エカフェ(国連アジア極東経済委員会)総会は、4月11~23日、東京において初参加の中国を含め加盟30か国(域内25か国、域外5か国)、準加盟4か国参集のもとに開催された(日本での総会開催は1955年、62年、67年に次いで4回目)。

本総会におけるおもな討議の内容、決議は次のとおり。

#### (1) エカフェの活動に関する提案

フィリピン、インドネシア等の東南アジア諸国は、エカフェが加盟国の実情に即したサブ・リージョナルなプロジェクトを重視するよう要請し、先進国もこれを支持した。この結果、本総会では、①新事務局長(マラミス氏)が加盟各国の常駐代表による作業部会を招集、エカフェの今後の活動につき再検討を加え、②その結果を報告書に取りまとめ、次回コロンボ総会に提出する、との決議が成立した。

#### (2) 農業の重要性強調

わが国(首席代表、大平外務大臣)をはじめ多くの国が、域内発展途上国農業開発とくに食糧増産の重要性を指摘。これに関連して、わが国は、アジア農業機械研究所設立プロジェクトにつき、所要資金(総額365万ドル)の相当部分を負担する用意がある旨表明した。

#### (3) アジア清算同盟およびアジア準備銀行

アジア清算同盟については、小地域ベースでの発足を目的とした協定案が本総会に提出されたが、スリランカ、イランの2か国が署名したとどまり、協定発効に必要な5か国(の署名を得られなかつた)。なお、本件に関し、わが国は本同盟参加国から要請があれば、専門家を派遣するなど技術面で協力を行なう用意がある旨表明した。また、アジア準備銀行についても、インド、パキスタンが早期実施を希望した程度で、突込んだ討議は行なわれなかつた。

#### (4) 加盟・準加盟

総会は、英領ギルバート・エリス諸島および米国信託統治下のマーシャル・カロリン・マリアナ群島地域のエカフェ準加盟を支持し、国連経済社会理事会の承認を求める決議を探査した。

なお、バングラデシュのエカフェ正式加盟について

は、4月14日、国連経済社会理事会において承認された。

## 米州諸国

### ◇米国、公定歩合を引上げ

米国連邦準備制度理事会は5月10日、ニューヨーク等11連銀が公定歩合を5.75%から6.0%に引き上げ、11日から実施することを承認した旨発表した。残るカンザスシティ連銀についても、同様の引上げが17日承認された(18日実施)。

今次引上げは、4月23日(5.5→5.75%)に続く本年4回目(通算引上げ幅1.5%)の引上げであるが、その趣旨につき同理事会は、「すでに上昇をみている短期金利一般との調整を図るためのもの」と説明している。

なお、6.0%というのは、高金利時代の69年4月~70年11月と並んで戦後最高の水準である。

### ◇米国連邦準備制度理事会、支払準備制度の一部変更等を実施

連邦準備制度理事会は5月16日、加盟銀行の大口CD等に対する準備率の引上げおよび大口CDに対する金利上限規制の停止等の措置を発表した。本措置のねらいにつき同理事会は、「銀行信用の急増を抑え、ひいてはインフレ圧力の緩和に資するため」と説明している。概要是次のとおり。

#### (1) 準備率の一部変更(レギュレーションD、Mの改正)

イ. 1口10万ドル以上の単数満期<sup>(注1)</sup>CD(譲渡可能定期預金証書)残高の基準残高比增加分および銀行関連コマーシャル・ペーパー残高の基準残高比增加分の合計額に対する準備率を8%(従来は残高中5百万ドル未満の部分に対して3%、5百万ドル以上の部分に対して5%)とする。基準残高は5月16日に終わる週における上記CD等の平均残高あるいは10百万ドルのいずれか大きいほうとする。ただし、基準時における上記CD等の残高が10百万ドル未満の銀行に対しては、本措置を適用しない。本措置は、6月21日に始まる週(準備積立期間)から実施する<sup>(注2)</sup>。

(注1) 定期預金には単数満期と複数満期の2種類があり、満期日が一定のものを単数満期定期預金という。なお、複数満期定期預金は、預金者があらかじめ2以上の満期日を定めておき、預金者の選択により、そのいずれかの時点、またはその時点経過後はいつでも引出し可能なもののいいう。

(注2) 現行支払準備制度上、ある週に積み立てるべき所要準備額は2週間前の預金平残を基準とするとされているから、上記のように新準備積立期間の始期が6月21日に始まる週の場合には、その基準となるCD等残高の計算期間の始期は6月7日に始ま

る遅となる。

なお、ユーロ・ドラー等対外借入れにかかる支払準備については、計算期間、準備積立期間とも4週間単位とされ、後者が前者に対して2週間遅延することになっている。

ロ. ユーロ・ドラー等対外借入れに対する準備率を、準備率適用免除基準額(注)(reserve-free base)を上回る部分の8%(従来20%)とする。本措置は、6月21日に始まる4週間(準備積立期間)から実施する。

また、準備率適用免除基準額は段階的に廃止することとし、①米銀海外支店の米国居住者向け貸付残高に対するものは、上記変更実施時に即時撤廃し、②ユーロ・ドラー取入れ残高に対するものは、7月5日～8月1日の計算期間(4週間)以降各計算期間において、4月12日～5月9日の計算期間における同基準額の10%ずつを逐期削減し、10期目すなわち74年3月14日～4月10日の計算期間で消滅させることとする。ただし、同基準額の自動的引下げ条項(注)は今後とも有効であり、この条項により同基準額が上記最終計算期間以前に消滅することを妨げるものではない。

(注) 現行のユーロ・ドラー等に対する支払準備率の適用方式は、加盟銀行のユーロ・ドラー取入れ残高等が、①準備対象預金の3%、または②70年11月25日に終わる4週間の平均取入れ残高のうちいずれか大きいほうを準備率適用免除基準額と定め、それを超過する部分につき20%(ただし今次改正前)の支払準備率を課すこととし、返済などによってその後の計算期間の平均取入れ残高が上記基準額を下回る場合には、その低い水準を新基準額とする(基準額の自動的引下げ)こととなっている。

#### (2) 金利上限規制の停止(レギュレーションQの改正)

1口10万ドル以上、期間90日以上の単数満期CDに適用している金利上限規制(注)を5月16日以降停止する(1口10万ドル以上、期間30～89日のCDについては、70年6月24日以降金利上限規制を停止している)。

なお、本措置に呼応して、連邦預金保険会社および連邦住宅貸付銀行制度理事会も、それぞれ連邦準備制度非加盟の被保険銀行(州法銀行の大部分)および連邦住宅貸付銀行制度加盟の相互貯蓄銀行、貯蓄貸付組合が発行する、1口10万ドル以上のCD等に対する金利上限規制を停止した。

(注) 従来の規制最高限度は、90～179日6.75%、180日～1年末7.0%、1年以上7.5%。

(3) 上記措置に加え同理事会は、銀行が商品取引の裏付けのない finance bill (working capital acceptanceとも呼ばれる)によって調達した資金を預金とみなし、上記(1)と同様の準備率を新たに課することを提案、6月4日までに各界の意見を徴することとした。

(4) なお、バーンズ同理事会議長は、上記の加盟銀行に対する措置が所期の効果をあげうるよう、非加盟銀行

のうち大手約190行に対しても協力を求める書簡を発出して、上記(1)のイ.に基づく基準残高を上回るCD等の増加分に対する所要準備額相当額を、任意の加盟銀行に預入(受け入れた加盟銀行はこれを連銀に再預入)するよう要請した。

#### ◆米国連邦準備制度理事会、銀行貸出の自肅を要請

バーンズ連邦準備制度理事会議長は5月22日、加盟銀行に対し概要以下のような書簡を送り、銀行貸出の自肅を要請した。

(1) 銀行貸出はこのところ著増しており、これが景気拡大テンポを過度なものとし、ひいてはインフレ圧力を高める一因となっている。連邦準備当局は先週、貸出抑制のため引締め措置を実施したが、各行とも本措置を認識して貸出増加を自肅するよう、協力を要請する。

(2) このため、各行は、企業の借入れ申込みの審査を厳格にし、過大な資金需要を抑制されたい。これに関連して大口CDの発行および預金以外の資金の調達にあたっても慎重な態度で臨むよう要請する。ただし、各行それぞれの地域的な資金需要(credit needs originating within their local communities)に対しては、限られた資金の範囲内で引き続き貸し応ずるようとくに配慮することが望ましい。

#### ◆米国金利配当委員会等、住宅抵当貸付金利の抑制を指導

金利配当委員会(CID)および連邦住宅貸付銀行制度理事会(FHLBB)は5月8日、住宅抵当貸付金利の上昇を抑制するため、概要以下のような措置を打ち出した。

(1) CIDは、すべての住宅抵当貸付機関に対し、1～4世帯住宅向け抵当貸付の金利その他の条件を悪化させることのないよう要請し、あわせて同貸付を十分確保するよう期待する。

(2) FHLBBは、同制度加盟貯蓄貸付組合に対し、住宅抵当貸付金利の引上げ抑制を要請するとともに、これが実効をあげるため、①同組合に課せられている流動性比率(注)を従来の7.0%から6.5%に引き下げる(5月10日実施、本措置によって生ずる資金余剰額は約10億ドル)、②連邦住宅貸付銀行等から同組合への資金供給を増加させる、など資金量増加対策を実施する。

(注) 貯蓄預金および短期借入金の一定比率を現金、商業銀行預け金、国債等の適格流動資産で保有しなければならないとの連邦住宅貸付銀行法に基づく規制。

#### ◆米国、経済安定法改正法の成立

ニクソン大統領は4月30日、賃金・価格等規制措置の

根拠法規である1970年経済安定法(Economic Stabilization Act of 1970)の期限1年延長などを内容とする改正法に署名した。本法は、もともと1950年国防生産法改正法の一部(第2編 "Cost of Living Stabilization")として70年8月成立した後4回にわたり期限延長され、本年4月30日限りで失効することとなっていたものである。改正のおもな内容は次のとおり。

- (1) 大統領の賃金、価格、家賃、金利、配当の規制権限を74年4月30日まで1年間延長する。
- (2) 四半期ごとに平均販売価格および利潤率を生計費審議会に報告する義務のある企業(年商250百万ドル以上)は、最近の事業年度中の総売上げないし総収入の5%以上を占める単一の商品ないしサービスにつき、基準時点(注)比1.5%超の価格引上げを行なう場合には、関係資料を必要に応じて公開しなければならない。

(注) 基準時点は、73年1月10日(いわゆる「第3段階」移行の前日)あるいは価格引上げ実施時を含む四半期末の前年同日のいずれか遅いほうとする。したがって、たとえば73年4~6月中に価格を引き上げる場合は73年1月10日価格を、74年1~3月中に引き上げる場合は73年3月末価格をそれぞれ基準として、1.5%超か否かが判定されることとなる。

- (3) 賃金規制の対象外となる低所得者の所得基準を、従来の1時間当たり2.75ドル以下から3.50ドル以下に引き上げる。
- (4) 緊急の場合に原油、石油製品の使用優先順位および配分を決定する権限を大統領に与える。

#### ◇米国、「第3段階」の価格規制を強化

ニクソン大統領は5月2日、経済安定法に基づく大統領命令(Executive Order)により、「第3段階」移行(本年1月11日)後原則として自主規制となっていた価格引上げにつき事前届出制を一部復活するなど、次のような価格規制強化措置を発表、即日実施した。

- (1) 年商250百万ドル以上の大企業が個別商品価格を引き上げようとする際、これによって当該企業の平均販売価格が1月10日(「第2段階」最終日)の水準より1.5%超引き上げられることになる場合には、当該価格引上げの30日前までに生計費審議会(CLC)へ届け出なければならない。CLCは価格引上げの中止等の措置をとることができる。
- (2) CLCは、1月11日以降価格引上げを実施した大企業から、値上げに関する詳細な報告を徴求し、基準を上回る値上げが行なわれていた場合には値下げを命ずる。
- (3) 上記規制強化の実効を期すため必要な措置をとる

ものとする(なお、この点に関しては、CLCスタッフ<700→800人>および「第3段階」の規制に関与する歳入庁スタッフ<1,500→2,000人>を増強することが同時に発表された)。

#### ◇カナダ、公定歩合を引上げ

カナダ銀行は5月11日、公定歩合を5.25%から5.75%に引き上げ、14日から実施する旨発表した。

本措置の趣旨について同行では、「企業のおう盛な資金需要を映してこのところ銀行貸出が著増、これを主因に短期金利が著しく上昇しているほか、米国の主要金利がさらに上昇をみている事情をも考慮したものである。しかし生産および雇用の力強い拡大に必要な資金は、今後とも十分供給する方針である」と説明している。

## 歐州諸国

#### ◇EC、1973/74農業年度の農産物価格等を決定

1. EC閣僚理事会(農相)は、3月下旬来4回にわたり73/74農業年度の農産物価格等につき討議を行なってきたが、4月28日から5月1日にかけ開催された第4回会議でようやく合意に達した。

決定の内容は概略以下のとおり。

##### (1) 73/74農業年度の農産物価格

73/74農業年度の農産物価格を前年度比最低1%(穀物、砂糖等)から最高22%(脱脂粉乳)まで引き上げる(ただしバターのみは5.5%の引下げ)。

##### (2) 市場再統一のための措置

現在調整金制度(47年1月号「要録」参照)の採用によってEC農業共同市場は事実上分断されたかたちとなっている。このため調整金制度撤廃の第1段階として、71年12月のスミソニアン合意により金平価を事実上引き上げた諸国(西ドイツ、ベネルックス諸国)の農産物価格の引上げ幅をその他諸国に比べて低めとし、調整金率引下げと同じ効果をもたらせる(対象農産物は牛乳のほか穀物等、別表参照)。

##### (3) 調整金制度の修正

現行調整金制度は、あいつぐ通貨危機の発生でその運営がますます困難になってきたので、次のように手続きを簡素化する。

イ. 共同フロート参加国が適用する調整金率は、これまでのよう実勢相場と現行平価の乖離幅ではなく、現行セントラル・レートと現行平価の乖離幅を考慮して決定する。したがって今後は他通貨に対する上下2.25%の変動幅内での相場変動はもはや考慮

## 主要品目の価格改訂状況

品目	実施日 (新年度開始日)	価格改訂(前年度比%、カッコ内はE C委員会当初案)	参考
作物類			
穀物(ライ麦を除く)	1973. 8. 1	+ 1.0* (+ 2.76 )	
ライ麦	〃	+ 6.5 (+ 6.8 )	指標価格のみ引上げ
米	9. 1	+ 1.0 ( 0 )	
砂糖	7. 1	+ 1.0* (+ 2.76 )	
オリーブ油	11. 1	+ 10.0 ( 0 )	
脂肪種子	7. 1	+ 1.0* (+ 2.76 )	
野菜・果実	—	+ 7.5 (+ 2.76 )	卸売り段階、「なし」のみ 5.0% の引上げ、実施時期は品目によって区々
ぶどう酒	74. 1. 1	+ 1.0 (+ 2.76 )	
たばこ	73年取入れ分	+ 1.0 (+ 2.76 )	
畜産物その他			
牛乳	5.14	+ 5.5 (5/1+ 2.76) (9/15+ 2.0)	ただし、西ドイツ、ベネルックス諸国は 4.0% の引上げ、イタリアは 6.5% の引上げ
バター	〃	- 5.5 (- 10.8 )	
脱脂粉乳	〃	+ 22.2 (+ 24.0 )	ただし、西ドイツ、ベネルックス諸国は 18.5% の引上げ
牛肉(成牛)	〃	+ 10.5 (+ 10.76 )	
タ（仔牛）	〃	+ 7.5 (+ 5.6 )	
豚肉	11. 1	+ 4.0* (+ 6.7 )	
絹	5. 1	+ 1.0 ( 0 )	

(注) \* 印の品目については、英国、アイルランド、イタリアも共同フロートに参加し、全加盟国間の為替相場が上下2.25%の範囲内で固定されるに至ったときには、さらに1.0%の価格引上げを行なう。ただし、西ドイツ、ベネルックス諸国を除く。

- されず、セントラル・レートの変更がないかぎり調整金率は一定となる(注1)。
- ロ. 共同フロート非参加国が適用する調整金率は、これまで同様、他のE C諸国通貨に対する相場変動を考慮して毎週決定される。
- ハ. 調整金率はこれまでE C委員会が決定していたが、今後は加盟各國がイ. ロ. の原則に従って独自に決定する。また、加盟国相互の間でこれまでのように調整金率の高い国が調整措置をとるのではなく、加盟各國がそれぞれ調整措置をとることにする(注2)。
- なお、本決定は6月4日から実施に移されることとなった。

(注1) 具体的な調整金率は、西ドイツ7.2%、ベネルックス諸国2.7%、フランス、デンマーク各0%、その他英國、アイルランド、イタリアはそれぞれ可変(毎週の実勢相場による)。

(注2) たとえば、イタリアから西ドイツに輸出される農産物は、まずイタリア側で輸出課徴金、次いで西ドイツ側で輸入課徴金をかけられる。また、ベルギーから西ドイツへ輸出する場合、ベルギー側で輸出補助金が与えられ、西ドイツで輸入課徴金がかけられる。

## (4) 山岳地帯等後進地域農業助成策

山岳地帯等後進地域農業助成のため、①これら地帯での農業従事者を誓約する者に対し、その所得保証のための補償金(indemnité compensatoire)の供与、②経

営助成のための特別な便宜供与、③一般の構造改善政策を補完する奨励策の実施、④各国ベースでの諸措置の実施(適用基準は統一)、を行なうこととし、農業指導保証基金から必要額の25%(補償金については25~50%)を支出する。上記措置実施のため、73年10月1日までに指令を採択する。

## (5) その他の

供給不足が著しい牛肉の生産を奨励するため、3種の奨励金(注)を供与する。

その他、域外からの牛肉輸入に対する関税ならびに輸入課徴金引下げ措置(関税引下げ幅は50%)をさらに9月17日まで延期することに原則的に同意するほか、ばれいしょについても関税停止措置を続行する(5月15日まで)。

(注) 3種の奨励金は次のとおり。

- (1) 転換奨励金<prime de reconversion>(乳牛から肉牛への転換奨励等)
- (2) 特別生産奨励金<primes de développement>(牛乳供給も不足している地域(イタリアなど)での肉牛の生産をとくに奨励するもの)
- (3) 一般奨励金<prime d'orientation>(構造改善政策との関連で、収入の50%以上を肉類生産に依存する農家を対象にし、経営面積に応じて各國が支給する)

2. 73/74 農業年度の農産物価格決定は、①農産物価格上昇がインフレ加速との関連で問題視されているだけ

に、農業団体の圧力を排していくかに小幅にとどめるか、  
 ②71年5月以来数次にわたる通貨危機発生の結果ますます複雑化した調整金制度による農業共同市場の事実上の分断をいかに排除していくか、③英国、アイルランド、デンマークの新規加盟により各國間の利害がいっそう複雑化するなかでいかに妥協が図られるか、の観点からとくに注目されていたものである。一連の会議の過程では、牛乳価格引上げ幅、調整金制度の漸進的撤廃、山岳地帯等後進地域農業助成策などをめぐって鋭く意見が対立したが、結局上記のような形で例年より1か月遅れて最終的な決定をみた。

#### ◆ EC、ノルウェーとの自由貿易協定に調印

1. ECは5月14日、72年11月来交渉を行なってきたノルウェーとの工業製品に関する自由貿易協定(注)に調印した。同協定は関係国間の批准を経て7月1日発効の予定とされている。なお、ノルウェー議会は5月24日、満場一致で本協定を批准した。

(注) ノルウェーは72年9月、国民投票でEC加盟条約が否決されたため、条約の批准を無期延期し(47年10月号「要録」参照)、ECと残存 EFTA 諸国が締結していた工業製品に関する自由貿易協定(47年8月号「要録」参照)と類似の協定の締結を望んでいた。

#### 2. 本協定の内容は概略次のとおり。

(1) EC諸国とノルウェー間の工業製品の貿易を、77年7月1日以降、原則として無税かつ無制限とする(ただしセーフ・ガード条項を付す)。このための相互関税引下げ(旧EC6か国、アイルランドとノルウェー間)は、20%ずつ5回に分けて実施する(第1回は73年7月1日、第2~4回は、74、75、76年の各1月1日、第5回は77年7月1日)、また英国、デンマークの旧EFTA諸国とノルウェーとの間については原則として引き続き無関税のままである。

(注) 過渡期間等について次のような例外を設ける。

##### (i) EC側での例外措置

紙、板紙の関税撤廃期限を84年1月1日とし、この間輸入急増防止のため輸入枠を設定する(なお、英國、デンマークの当該製品の関税率は現在0%であるが、これら2国は逆に77年7月1日までは、他のEC諸国と同一水準になるまで漸次引き上げる)。

その他、珪素炭化物、鉄合金、亜鉛・マグネシウム・アルミニウム原石等については、関税撤廃期限を80年1月1日とし、それまでは輸入枠を設定する(ただし、アルミニウム原石については輸入枠適用をさらに2年延長)。

##### (ii) ノルウェー側での例外措置

織物原料、既製服、カラー・テレビ、プラスチック製品、はきもの、電気器具等について過渡期間を7年または11年とする。ただし、これら製品について当面原則として輸入枠を設定しない。

(2) 原産地証明に関する規則はECと他の残存 EFTA 諸国との場合と同一とし、ノルウェーは本規則をECのみならず残存 EFTA 諸国にも適用する(47年8月号

「要録」参照)。

- (3) 本協定の運営のための関係国委員会(Comité mixte)を設け、原則として年2回、関税および原産地問題等を審議する。
- (4) 発展条項(clause évolutive)を付し、今後本協定でカバーされない分野でも関係を深めうこととする(注)。

(注) 調印式でノルウェー代表 Eika 商務相は、「ノルウェーは ECとの関係をさらに深めることを希望しており、それだけに本条項を非常に重視している」と語った。

#### ◇ 英国政府、財政支出削減措置を発表

1. 英国政府は5月21日、73年度(73年4月~74年3月)1億ポンド、74年度(74年4月~75年3月)5億ポンド、計6億ポンドの支出削減を行なう旨発表した(注)。

73年度については、項目別の削減が明らかにされていないが、74年度分についての歳出変更額は以下のとおり。

削減項目	百万ポンド
道 路	100
サ ー ビ ス	100
国 防	50
国 営 企 業	140
産 業 補 助 金	35
地 方 公 共 团 体 経 常 支 出	30
農 業	25
公 共 建 物	15
公 務 員 紹 与 等	20
職 業 訓 練	20
計	535
増加項目	
住 宅	35
差 引 削 減 額	500

(注) 74年度予算案はいまだ議会に提出されていないが、72年12月の公共支出白書においてその骨子が発表されていたもの。

2. 本措置の発表にあたり、バーバー蔵相は、「当分の間は速い経済成長を持続するに十分な資源の余裕があるが、74年度以降まで見通した場合、最も重要な需要項目である設備投資、輸出、個人消費に向ける資源を確保するためには、他の需要項目、とくに公共支出の伸びを抑制する必要がある」との説明を行なっている。

#### ◇ 英国、ロンドン市場における金の先物取引等を自由化

1. 英蘭銀行は5月4日、これまで同行の事前許可を要することとなっていた以下の取引を自由化する旨発表した。

(1) 公認金業者(Authorized Dealers in Gold)による金先物取引

(2) 公認銀行(Authorized Banks)の非居住者に対する金買入れのための外貨資金貸付

(3) 公認銀行の非居住者に対する金を担保とする外貨資金貸付

なお、このほか従来金の引渡しは対価の支払と同時になければならないとされていたが、上記改正に伴いこの制限も撤廃された。

2. 本措置は、これまで実際には申請のつど認められていたものを、実態に合わせて追認したにすぎないとされている。

#### ◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、基準金利を引下げ

ロンドン手形交換所加盟6行は5月21~22日、あいついで基準金利の引下げ(0.5%)を発表した(実施はいずれも発表の翌日)。この結果、各行の基準金利は8.5%、7日もの通知預金利は6.75%(基準金利マイナス1.75%)、一流民間企業向け当座貸越金利は9.5%(基準金利プラス1.0%)となった。

今次引下げの口火を切ったバークレイ銀行は、今次引下げにつき、「貸出の伸長を企図するものではなく、短期金利低下の利益を顧客に還元するものである」と説明している。

#### ◇西ドイツ、公定歩合引上げ等を決定

1. ブンデス銀行は5月3日、定例中央銀行理事会において、公定歩合を5.0から6.0%、債券担保貸付金利(ロンバード金利)を7.0%から8.0%にそれぞれ引き上げ、翌4日から実施することを決定した。

本件に関し、クラーゼン総裁は、会議終了後の記者会見において要旨次のとおり語ったと伝えられる。

(1) 最近の物価動向には非常に懸念すべき(sehr beunruhigend)ものがあり、いまやあらゆる手段を講じて物価上昇に対処せねばならない。今回の措置はこのような観点から採られたものである。なお、EC共同フロート移行により対外面の影響がしゃ断されていることも今次決定を容易にした。

(2) ブンデス銀行としてはいっそうの引締めをも決意しているが、ブンデス銀行だけでは限界があり、現在のインフレ加速に十分対処できない。とくに政府は、すでに決定をみているインフレ対策の実効を期すべく努力すべきである。価格賃金の凍結自体は好ましくないが、インフレ抑制に奏功しないならばかなり強

力な手段を探る要がある旨あらためて警告したい。

(3) 今次公定歩合の引上げによって、金融機関が貯蓄預金利をそれ相応に引き上げるよう希望する。

(4) 資本市場の動向にかんがみ、州、市町村債の起債は当面中止すべきである。本年は税収が好調であることからみて、地方公共団体が過度に資本市場に依存する必要があるとは思えない。

(5) 4月16日に開始した手形オペは4月30日以来停止しているが、コール・レートの動向からみて必要と認められる場合にはただちに再開されよう。資金繰りの窮屈した銀行に対し個々に援助を与えることは考慮していないが、銀行が破たんをきたすような事態はもちろん避けたいと考えている。

2. さらにブンデス銀行は5月30日、定例中央銀行理事会において次の措置を決定した。

(1) 公定歩合を6.0%から7.0%、債券担保貸付金利を8.0%から9.0%にそれぞれ引き上げ6月1日から実施する。

(2) 債券担保貸付(ロンバード貸付)は、金融機関に当分の間原則として利用させない扱いとする。

本件に関し、クラーゼン総裁は、会議終了後の記者会見において要旨次のとおり語ったと伝えられる。

(1) 今回の公定歩合引上げも前回と同様の趣旨に基づき決定したもので、政府の支持を得ている。引締め政策の効果はただちには期待できないがいずれ顕現するであろう。

(2) 現在ドルが軟化しているが、これは金利要因ではなく米国の国内問題によるものであり、またマルクは依然EC共同フロートのへびの腹(am Bauche der EG Schlange)に位置しているので、今回の措置により為替市場が動搖することはないと思う。ブンデス銀行としては、物価上昇抑制のためには対外面でギリギリの線まで危険を冒さねばならないと考える。

(3) 債券担保貸付は、さながら神の賜物(Gottgegeben)のごとく誤解されていた面があったが、現在のような物価上昇下その利用を認めることは適当でないと判断した。

(4) 金融引締め政策の結果、最近債券相場がかなり下落しているが、引締め自体は結局債券保有者の利益につながると考える。

#### ◇西ドイツ、第2次インフレ対策を決定

西ドイツ政府は5月9日、21項目にわたる第2次インフレ対策を決定し、翌10日発表した(「国別動向」参照)。これは、2月17日決定の第1次インフレ対策(3月号「要録」参照)のみでは、現在の景気の過熱的拡大と物価上昇

加速に十分対処しえないとの判断に基づいて採られたものである。

21項目の概要は次のとおり。

<金融財政政策上の措置>

(1) 銀行流動性のひっ迫や短期金融市場金利の一時的な高騰にもかかわらず、ブンデスバンクは金融引締めを堅持すべきである。

(2) 第2回安定国債を早急に発行する。

(3) 流動性吸収のため、年金保険機関の流動資産中25億マルクをブンデスバンクに付利預金させ、これを凍結する(労働・社会相と年金保険機関との間でこれに関する協定を結ぶ)。

<税制措置>

(4) 民間部門の流動性と購買力を一段と吸収するため、第1次インフレ対策で提案された安定付加税の課税対象所得下限を独身者については10万マルクから2.4万マルクへ、既婚者については20万マルクから4.8万マルクへ引き下げる(これによって安定付加税徴収予定期額は当初の24億マルクから46億マルクへ増加)。

(5) 設備投資抑制のため、投資税(Investionsteuer)を期限付き(73年5月9日以降最長2年間)で賦課する。税率は11%(軽減税率5.5%)で、付加価値税課税にあたり控除される投資財の購入・生産費用を対象とする(5月8日以前に発注ないし生産開始したものは対象外)、また景気情勢に応じて政府は連邦参議院の同意を得て省令により投資税を軽減ないし停止しうる。なお、当該税収は、ブンデスバンクにおける連邦・州政府の景気調整準備金にさしあたり凍結される(うち65%は連邦政府分、35%は州政府分とする)。

(6) 設備用動産のうち、73年5月9日以降74年4月30日以前に発注ないし生産開始したものについては、定率償却を停止する。

(7) 住宅投資抑制のため、①73年税制改正により予定されている建物の減価償却の制限措置を一部を除きすべての建物に適用する、②1世帯・2世帯用の住宅および分譲住宅のうち、建築許可申請が73年5月9日以後74年4月30日以前に出されるものについては現行所得税法上の割増控除を停止する。

(8) 所得税および法人税の前納を促進する(当面従来4回分割の前納を5回にする)。

<予算執行上の措置>

(9) 連邦・州の共同事業の73年度計画分のうち10%を74年度に繰り延べる(これによる連邦支出の繰延べ予定期額約3.3億マルク、州政府支出同約6.6億マルク)。また政府支出予定期額のうち、法律上または国際的に義務づけられたものを除きその5%(約7億マルク)を削減する。さらに連邦政府は各州に対しても同様な措置をとるよう要請する。

(10) 政府、州、市町村の本年度の財政借入れ増加を55億マルク削減する(うち、政府約17億マルク、州約28億マルク、市町村約10億マルク)。また、連邦歳入の自然増収分は当面ブンデスバンクの特別勘定に凍結する。なお連邦政府は州政府に対し同様の措置をとるよう要請する。

(11) 財政資金支払方法の改善は、73年度予算法案で予定されているものを除き実施をさしひかえる。

(12) E R P(欧洲復興計画)73年度全支出計画分の10%相当額(約2.3億マルク)を、いまだ法律上義務づけられていない支出計画分(ただし、ベルリンおよび後進地域市町村分を除く)から一律に削減する。ただし、上記削減額は、景気情勢が許せば再び支出可能なものとする。

<通商政策>

(13) 国内市場への供給増大のため西ドイツ独自でとりうる通商政策上の余地をフルに活用することとし、ただちに以下の諸措置を実施する。

イ. 共産圏諸国産品の事実上の自由化促進(自由化品目の拡大、輸入割当て枠の増大等)。

ロ. 74年末までに予定されている東欧諸国の委託加工品の輸入枠拡大を早める。

ハ. 繊維品(綿製品を除く)輸入割当て枠(自主措置)および紡製品輸入割当て枠(E C自主輸入制限協定に基づく)の拡大。

ニ. イ.～ハ.以外にも輸入数量制限撤廃の提案を行なう。

さらに輸出国側の自主的輸出規制措置もしくはその他の制限措置による輸入保護を原則として認めない。

(14) 海外受注の増大にかんがみ、現行輸出保険制度上の認可に際し、リスク審査および標準外の決済条件審査にあたっては厳格な基準を適用するよう、輸出保険委員会に指示する。

(15) 連邦政府は、E Cレベルで、景気政策上の観点から関税の一括引下げを行ない開発途上国に対する特恵枠拡大を図るよう他国に働きかける。

<競争および消費者保護上の諸措置>

(16) 競争促進を図るために、カルテル法改正案を今夏までに可決させる。また、再販価格維持や小売価格勧告が価格形成に与える影響にとくに留意する。

(17) 消費者の市場状況のは握に資するため、価格表示義務の範囲をこれまでの商品のみからサービス関係(自

自動車修理業、金融業務など)にまで拡大する。

- (8) 薬品市場の競争強化のため、政府は必要な措置を早急に実施する。
- (9) 公共事業の委託にあたっては入札制を活用して競争を促進する。また地方における需要が堅調の場合は、公共事業の委託を延期する。
- (10) 郵便・電報電話料金の引上げを延期する。
- (11) E C閣僚理事会は今秋共通農業政策の改革について審議する予定であるが、連邦政府は現行の農業市場制度の改善に積極的に寄与する。

#### ◇西ドイツ、経済専門委員会、インフレ対策に関する特別勧告を発表

経済専門委員会(経済相の諮問機関)は5月9日、さきに政府に提出していたインフレ対策に関する特別勧告の内容を発表した。

その内容は概略次のとおり

- (1) 現在のインフレ・テンポは脅威的であり、社会不安醸成の危険が生じている。もし現状を放置すれば、本年の経済成長率は名目14%増(実質7%増)に達しうが、一方消費者物価(年平均)は7%の上昇率となろう。
- (2) インフレ抑制のため、財政政策は金融政策と並んで重要な役割を果たすべきであり、民間需要ならびに財政支出の抑制のため以下の諸措置の実施を勧告する。
  - イ. 設備投資と消費を抑制するため、所得税および法人税対象額の10%に相当する一般的な景気付加税(Konjunkturzuschlag)を導入し、これによる税収をブンデスバンクに凍結する。また、同時に設備用動産に関する定率償却を停止する。
  - ロ. 上記イ.の措置の代替としては、安定付加税の対象所得下限の引下げと同時に、設備投資抑制のため設備用動産に関する定率償却の停止、さらに5%の投資税賦課(ブンデスバンクに凍結)を行なう。
  - ハ. 住宅投資の過熱に対処するため、住宅建設に対する政府助成措置を縮小することとし、住宅に関する定率償却の廃止、1および2世帯居住用の住宅建設、分譲住宅取得、住宅拡張工事に対する割増償却の廃止ないし停止を行なう。
  - ニ. 73年度の財政支出を数十億マルク削減する(財政支出計画額は景気中立的な財政規模を75億マルク超過している)。このため政府のネット借り入れ額を抑制するほか、とくに自然増収分をすべてブンデスバンクの景気調整準備金に凍結する。
  - ホ. 石油税のリットル当たり5ペニヒの引上げを行なう。これは、当面購買力削減に役だつほか長期的に

は財政基盤の強化に役だつ。

- ヘ. 金融政策は上述の財政措置と並んで引締め基調を維持すべきであり、金利の一段の引上げも検討に値しよう。もっとも、財政面からの需要抑制効果の発現程度を勘案して金利面からの引締め度合いは弱められるべきである。現在の内外情勢からみて金利水準をあまり高く引き上げることは適当でない。そのほか、社会保険機関の準備金の一部をブンデスバンクに凍結すべきである。
- ト. 所得税および法人税の前納促進や補完的な競争政策の実施(価格指示および価格勧告の禁止)も有効であろう。
- チ. 政府はその諸認可事務の実施にあたりインフレ対策の側面をより配慮すべきである。かかる観点から輸出助成措置は縮小すべきであるが、輸出抑制、輸入促進のための税制措置は大いに疑問があり、むしろ政府はE Cの共通域外関税の引下げを働きかけるとともに、残存輸入制限を撤廃すべきである。
- (3) 金融政策については、現在のように高率の準備率をあまり長く続けると銀行収益が強く圧迫される懸念があるので、準備預金に付利するようブンデスバンク法を改正することも検討に値しよう。

#### ◇西ドイツ、銀行の貯蓄預金利を引上げ

1. 西ドイツ金融機関連合会は、5月4日開催の中央信用委員会において、各種協会が傘下の金融機関に対し、法定告知期間付き貯蓄預金利の0.5%引上げ等を勧告するよう決定した。これは、最近の大幅な物価上昇で貯蓄預金の減少が懸念され、前日(3日)のブンデスバンクの公定歩合引上げに際しクラーゼン総裁からも引上げ方の要請がなされたことなどを考慮して行なわれたものである。
2. 上記の勧告を受けて3大銀行(ドイチュ・バンク、コメルツ・バンク、ドレスナー・バンク)は5月中旬、貯蓄金利を法定告知期間付きについては勧告どおり0.5%、その他協定告知期間付きについては0.75%それぞれ引き上げ、6月1日から実施する旨決定した。

新レートは次のとおり、カッコ内は旧レート。

法定告知期間付き	5.0 % (4.5 %)
協定告知期間付き	
6か月以上1年未満	6.0 % (5.25%)
1年以上2年未満	6.5 % (5.75%)
2年以上4年未満	6.75% (6.0 %)
4年以上	7.25% (6.5 %)

## ◇フランス、経済政策方針を発表

ジスカールデスタン蔵相は、5月24日議会で今後の経済政策方針等につき大要次のような演説を行なった。

(1) 今後の経済政策の基本方針は、フランスの経済力を一段と強めることであり、その経済力を用いて、一段と公正な社会を建設し、あわせて国際通貨秩序の回復に寄与することである。

このため、以下の3点を具体的な政策目標として掲げる。

イ. 1974年の国民総生産を1972年価格で1兆 フラン(72年実績0.89兆 フランに対し12%増)に引き上げる。

74年の工業生産については72年比15%増とする。

ロ. 今後2年間に40万人相当の雇用機会を創出し、うち15~20万人を工業部門での雇用増大とする。

ハ. 今後2年間に輸出額を30%引き上げる。

上記の目標達成を図りつつ、物価および所得の上昇テンポをゆるやかなものに維持していくため、1974年予算の均衡化を図るとともに、現在の金融引締め基調を維持していくことが必要である。

(2) また、フランの対ドル相場は本年2月の調整で現状に即したものとなっており、フラン相場をさらに変更する必要はない強調したあと、国際通貨制度の再建ならびにその安定性維持のための条件として、①国際収支調整過程の明確化、②主要通貨の交換性回復、③固定平価の尊重、の3点を指摘した。とくに①に関連して、平価変更は客観的基準の機械的な適用や国際機関の決定にゆだねるべきではなく、当該政府の責任において決定されるべきであるとしている。

## ◇フランス銀行、貸出準備率制度の今後の運用方式を決定

1. フランス銀行は5月24日、政府発表の経済政策方針(前項参照)を受けて、金融面からインフレ抑制策を維持するため、貸出準備率制度の今後の運用方式を次のとおり決定した。

(1) 高率適用制度の基礎となる対象貸出残高に関する基準増加率(注)を次のとおり定める。

1973年第3四半期末 前年同期比15%

(厳密には1973年10月2日残高の1972年10月3日残高に対する増加率)

(注) 第1四半期末の基準増加率は19%、第2四半期末は17%と定められており、第1四半期末の対象貸出残高の前年比伸び率は全体では17.9%と、基準増加率の範囲内に収まると伝えられる。なお、基準増加率をこえた金融機関に対する追加準備率の適用方式は従来どおり(1月号「要録」参照)。

(2) 通常の貸出準備率(現在は昨年4月5日以降の貸出増加額に対し33%)については従来どおりながら、本

年7月21日以降については、貸出増加額算定上の基準日を72年4月5日から同年6月30日に改める。

本措置により本年7月21日以降は金融機関全体としての所要準備額が減少する見込みであるが、これに対しては要求預金に対する準備率(現行10%)の引き上げにより、全体としての所要準備額が大きく変化しないよう調整する。

2. 本措置につき金融機関等では、対象貸出残高に対する基準増加率の引き下げについては、ほぼ予想されていた線であるとし、引締めがとくに強化されたものとはとらえておらず、フランス銀行が従来と同程度の引締め基調を堅持する姿勢を確認したものと受け止めていた。一方、通常の貸出準備率の基準日変更により貸出準備率の負担を軽減し、所要準備額の減少を預金準備率引き上げにより調整する方針については、預金利の低位くぎ付けに対し市場金利が大幅に上昇しているため、預金銀行と事業銀行等との間の資金調達コストのアンバランスが生じているのを是正する技術的な手段とみている。

## ◇フランス、新物価政策を導入

1. フランス政府は、年間価格計画(programmation annuelle des prix)の期限到来(3月末)後暫定的な物価抑制措置を講じてきたが(4月号「要録」参照)、5月3日、74年3月末を期限とする新物価政策(年間価格管理計画—programmation contrôlée annuelle des prix)を決定、ただちに実施した。

### (1) 物価抑制の目標

消費者物価上昇率を他のEC諸国の平均上昇率より1%低い水準に抑える。

### (2) 新物価政策の概要

#### イ. 工業製品

(イ) 個別企業あるいは部門ごとに、政府と年間価格計画に関する取決めを行なう。取決めにあたっては、1973年4月1日から1974年3月31日までの価格上昇率が平均3.6%以内に収まることを前提とする。

(ロ) 生産性の上昇率が企業または部門ごとに異なることを考慮して、上記(イ)の価格上昇率は平均の3.6%に対し上下0.6%の幅を持たせる。

(ハ) 価格変動の激しい原材料を大量に消費する個別企業あるいは部門は、原材料コスト部分とその他コスト(賃金など)部分とを区別して価格計画を取り決めることができる。この場合、その他コスト部分に対応する価格上昇率については3%をこえることはできないものとする。

(シ) 企業は自社製品につき、平均価格上昇率が取決め

による上昇率をこえないかぎり、個別製品価格を適宜調整できる。ただし、この場合も個別製品の価格上昇率が平均上昇率の50%を上回ってはならない。

#### ロ. 商業マージン

工業製品の販売マージンについては、現行のマージン安定化措置を継続する(なお、食料品の販売マージンについては年間価格管理計画の対象とはせず、価格変更計画が当局に提出されるつと検討される)。

#### ハ. サービス料金

営業費用の構成内容の相違に注目して、業種別に異なった価格上昇率を適用する。この場合原価中の賃金コスト部分については、部門ごとの生産性上昇率が考慮されるほか、均衡のとれた経済成長と整合的な賃金上昇率はどの程度かといった点を考慮する。

賃金以外の費用については、工業製品の場合に準

ずる。

#### ニ. 公共料金

民間部門の同類商品およびサービスについての価格・料金計画における上昇率の範囲内にとどめ、公共料金が物価上昇を加速することのないよう監視する。

2. フランス経団連(CNPF)は、かねてから、政府の価格抑制策は企業の投資意欲を減退せしめるほか、企業の市場への適応能力を阻害しその発展を妨げるものとして批判的態度を示し、また、最近における輸入原材料価格の著しい上昇を企業努力のみで吸収することは困難であると主張して、価格決定の自由化を要求していた。しかしながら、1月以降政府もかなりの犠牲を払って物価対策(付加価値税引下げ等)を実施しており、しかも、①牛肉等食料品価格の騰勢、②輸入原材料価格の上昇、③世界的なインフレ高進、④賃金の過度の上昇、などインフレ圧

### オランダの主要経済指標

	1970年	1971年	1972年				1973年		
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1月	2月	3月
鉱工業生産 (1970年=100)	100 (+10.0)	107 (+ 7.0)		112 (+ 6.7)	115 (+ 8.5)	115 (+ 7.5)	117 (+ 8.3)		
失業者数(千人)	* 46 (-13.2)	62 (+34.8)	108 (+74.2)	95 (+93.9)	117 (2倍)	122 (+87.7)	109 (+36.3)	93 (+ 6.9)	100 (+ 4.2)
賃金 (1970年=100)	100 (+10.7)	112 (+12.0)	126 (+12.5)	122 (+14.0)	124 (+12.7)	128 (+12.3)	129 (+11.2)	134 (+10.7)	134 (+ 9.8)
卸売物価 (1970年=100)	100 (+ 4.2)	104 (+ 4.0)	108 (+ 3.8)	106 (+ 1.9)	107 (+ 2.9)	108 (+ 4.9)	109 (+ 4.8)	112 (+ 5.5)	
消費者物価 (1970年=100)	100.0 (+ 4.4)	107.6 (+ 7.6)	116.0 (+ 7.8)	112.7 (+ 8.0)	115.5 (+ 7.8)	116.3 (+ 7.4)	119.3 (+ 8.1)	120.3 (+ 7.6)	120.8 (+ 7.2)
マネー・サプライ (十億ギルダー)	25.95 (+11.8)	29.85 (+15.0)	35.11 (+17.6)	32.27 (+19.0)	35.68 (+18.5)	36.10 (+20.6)	35.11 (+17.6)		
銀行貸出 (対民間・十億ギルダー)	18.52 (+14.5)	21.35 (+15.3)	24.90 (+16.6)	21.88 (+16.4)	23.15 (+18.4)	23.86 (+16.8)	24.90 (+16.6)		
輸出(fob)*	981 (+18.2)	1,168 (+19.1)	1,366 (+17.0)	1,323 (+20.7)	1,377 (+23.6)	1,340 (+13.0)	1,426 (+14.4)	1,771 (+27.1)	1,908 (+50.0)
輸入(cif)*	1,116 (+21.8)	1,266 (+13.4)	1,427 (+12.7)	1,360 (+13.2)	1,409 (+15.8)	1,403 (+ 8.8)	1,546 (+14.5)	1,689 (+25.3)	1,772 (+30.1)
貿易収支*(fob-cif)	- 135	- 98	- 61	- 37	- 32	- 63	- 121	82	135
金・外貨準備高 (百万ドル)	3,234	3,796	4,785	4,361	4,388	4,906	4,785	4,754	5,555
									6,086

(注) 1. \*印は季節調整済み。

2. カッコ内は前年同期(月)比(%)。

3. 鉱工業生産の1972年第4四半期は10~11月平均。

資料: OECD, Main Economic Indicators.

力が強まっている現時点では、このような産業界の要求が受け入れられる状況はないとして、今回、政府はおむね既往の物価政策を継続することとなった。ただ、産業界の反発に対する一応の配慮もあって、今次措置は原材料価格高騰に対して考慮するほか、サービス関係でも許容価格上昇率を部門ごとにいっそう実体に即したものとするなど、従来に比し若干弾力的な要素を織り込んでいる。

#### ◇イタリア、金輸入に関する規制を強化

イタリア為替局は、このほど、銀行等金の輸入業者に下記の内容の通じを発し、金輸入に関する規制を強化した。

(1) 銀行および輸入業者は加工業者以外の者に対し輸入金・地金を売却してはならない。

(2) 加工業者は7月1日から2か月ごとに、過去に購入した金・地金の使用明細(加工品別内訳、輸出内需別内訳)を提出しなければならない。

本措置は、個人等の投機的動機による金の輸入増大を招来することを防止するための措置とみられる。

#### ◇オランダ、公定歩合を引上げ

1. オランダ銀行は6月1日、基準割引歩合ならびにその他の割引・貸付利子歩合を一率0.5%引き上げることを決定した(4日から実施)。この結果、同行の貸出し金利体系は次のとおりとなった(カッコ内は旧レート)。

#### 割引

為替手形 4.5%( 5.0%)

約束手形 5.0%( 4.5%)

当座貸越および担保貸付

#### ベルギーの主要経済指標

	1970年	1971年	1972年				1973年		
			第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	1月	2月	3月
鉱工業生産 <sup>*</sup> (1970年=100)	100 ( 3.1)	103 ( 3.0)	109 ( 5.8)	108 ( 4.9)	108 ( 4.9)	107 ( 2.9)	113 ( 9.7)		
小売売上高 <sup>*</sup> (1970年=100)	100 ( 11.1)	107 ( 7.0)	122 ( 14.0)	115 ( 13.9)	121 ( 15.2)	127 ( 14.4)	123 ( 10.8)		
失業者数 <sup>*</sup> (千人)	71 (△ 16.5)	71 ( 0)	87 ( 22.5)	81 ( 19.1)	85 ( 25.0)	89 ( 25.4)	92 ( 21.1)	89 ( 11.3)	89 ( 9.9)
時間当たり賃金 <sup>*</sup> (1970年=100)	100 ( 11.1)	112 ( 12.0)	128 ( 14.3)	120 ( 12.1)	126 ( 13.5)	130 ( 15.0)	135 ( 14.4)		
卸売物価 (工業製品 1970年=100)	100.0 ( 6.3)	101.1 ( 1.1)	104.6 ( 3.5)	103.6 ( 3.6)	104.0 ( 3.8)	104.8 ( 3.4)	105.8 ( 3.2)	106.1 ( 2.5)	106.6 ( 2.8)
消費者物価 (1970年=100)	100.0 ( 4.0)	104.3 ( 4.3)	110.0 ( 5.5)	107.7 ( 5.3)	108.8 ( 4.9)	110.8 ( 5.5)	112.8 ( 6.1)	114.6 ( 6.8)	115.3 ( 7.0)
マネー・サプライ (十億フラン)	418.5 ( 8.3)	463.9 ( 10.8)	530.2 ( 14.3)	472.8 ( 13.3)	516.9 ( 14.5)	503.2 ( 12.6)	530.2 ( 14.3)	516.1 ( 12.9)	520.8 ( 14.3)
銀行貸出 (十億フラン)	273.7 ( 28.6)	322.2 ( 17.7)	368.0 ( 14.2)	333.9 ( 15.5)	347.3 ( 13.3)	340.6 ( 10.5)	368.0 ( 14.2)	371.3 ( 14.7)	381.0 ( 14.2)
* 輸出 (f o b・百万ドル)	966 ( 15.1)	1,025 ( 11.6)	1,333 ( 30.0)	1,190 ( 24.7)	1,277 ( 31.9)	1,303 ( 22.9)	1,436 ( 37.2)	1,382 ( 10.7)	
貿易収支 (月平均)	輸入 (c i f・百万ドル)	946 ( 13.7)	1,056 ( 11.6)	1,292 ( 22.3)	1,189 ( 21.0)	1,209 ( 19.8)	1,247 ( 20.0)	1,325 ( 20.3)	1,536 ( 25.4)
	収支じり (百万ドル)	20 ( 7)	△ 31 ( 20)	41 ( 31)	1 ( 29)	68 ( 41)	56 ( 21)	111 ( 54)	△ 154 ( 23)
外貨準備 (百万ドル)	2,847 ( 2,388)	3,473 ( 2,847)	3,870 ( 3,473)	3,673 ( 3,073)	3,844 ( 3,196)	4,040 ( 3,424)	3,870 ( 3,473)	4,086 ( 3,572)	4,912 ( 3,701)
外貨準備 (百万ドル)	2,847 ( 2,388)	3,473 ( 2,847)	3,870 ( 3,473)	3,673 ( 3,073)	3,844 ( 3,196)	4,040 ( 3,424)	3,870 ( 3,473)	4,086 ( 3,572)	4,952 ( 3,673)

(注) 1. \* 印は季節調整済み。

2. 銀行貸出は月平均、貿易収支、外貨準備のカッコ内は前年同期(月)実額、その他は増加率(%)。

資料: OECD, Main Economic Indicators, IFS.

個人・私企業向け	6.0% ( 5.5%)
その他向け	5.0% ( 4.5%)

2. オランダ銀行では、今回の措置に關し「最近における海外金利の上昇に対処したもの」と説明しているが、隣国西ドイツが5月に2度の引上げを決定(別項参照)したので、これに歩調を合わせたものとみられている。

#### ◇オランダ、為替管理を一部緩和

オランダ銀行は5月9日、さる3月19日以降実施していた非居住者ギルダー預金に対するネガティブ・インテレストの徵求(4月号「要録」参照)を、5月第2週以降当分の間停止する旨発表した。

同行は、停止の理由として、非居住者ギルダー預金残高が正常な水準まで減少したことおよび為替市場が落着きを取りもどしたことをあげている。

#### ◇ベルギー、公定歩合を引上げ

1. ベルギー国民銀行は5月9日、基準割引歩合を0.5%、その他金利を1.0%それぞれ引き上げ、10日から実施することを決定した。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引	
銀行引受手形(銀行を支払場所とするもの)	および
輸出、輸入関係手形	5.5% ( 5.0%)
その他の手形	7.0% ( 6.0%)
貸付	7.0% ( 6.0%)

2. 本措置は、景気過熱防止、物価上昇抑制をねらいとするものであり、市中流動性凍結措置の強化(4月号「要録」参照)、再割引限度額の引下げ(3月、462→450億フラン)、消費者信用規制の強化(2月)等從来からの引締め措置に続くものである。

## アジア諸国

#### ◇アジア開発銀行、第6回年次総会を開催

アジア開発銀行は4月26~28日、マニラで第6回年次総会を開催(加盟38か国が参加)した。本総会においては、同行のソフト・ローン拡充のため、従来の多目的および農業特別基金を統合したアジア開発基金(Asian Development Fund)を創設することについて加盟各国の基本的合意が得られた。なお、わが国は、同基金に対し所要額(525百万ドル)の3分の1を負担する用意がある旨表明した。

また、同行の活動に關連して、多くの発展途上諸国から、①農業および社会開発プロジェクトへの融資拡大、

②ローカル・コストについての融資、③コミットメント・チャージの軽減、など種々の要請が出された。

なお、本総会においてビルマの加盟が承認された。この結果、4月30日付けで加盟の発効をみた英領ソロモン諸島を合わせ、加盟国は40か国となった。

#### ◇韓国、支払準備率を引上げ

韓国銀行は5月16日、金融機関の支払準備率を次のとおり引き上げた(単位・%)。

	改訂後	改訂前
要求払預金分	22(19)	19(16)
定期性預金分	18(16)	14(12)

(注) カッコ内は農業協同組合、同中央会に対する適用率。

同國經濟は、本年にはいり設備投資の活発化などから過熱の様相を呈するに至り、マネー・サプライ(73年4月末、前年同月比+63.0%、72年12月末同+41.2%)は銀行貸出の増加や財政支出の増大などを背景に増勢を改めていらない。こうした事情から韓国銀行は、物価の先行きを懸念し、昨年末に引き続き再度準備率の引上げに踏み切ったものである。

#### ◇フィリピン、紙幣切替え措置等を発表

マルコス・フィリピン大統領は3月31日、隠匿財産摘発の一環として、現在流通しているペソ紙幣を新紙幣に切り替えることなどを定めた大統領令を発布した。その要旨は次のとおり。

- (1) 現行ペソ紙幣は、きたる7月1日から12月31日までの間に新ペソ紙幣と等価で交換され、同期間経過後、現行ペソ紙幣は無価値となる。
- (2) 10万ペソ以上の財産(実物資産、現金、預金等)を保有する者(個人および法人)は、適正な市場価格で評価された財産目録を、4月1日から9月30日までの間に政府に提出しなければならない。

#### ◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、4月27日、5月19日の2回にわたり為替レートを1米ドル当り10~20ピアストル方切り下げ(切下げ率2.1~5.3%)、次のとおりとした。

	改訂レート	旧レート
	5月19日	4月27日
貿易・貿易外	ピアストル 500	ピアストル 485
米国援助物資輸入	400	380
		ピアストル 475

## ◆マレーシア、シンガポールとの通貨等価交換協定を破棄

マレーシア政府は5月8日、シンガポールとの通貨等価交換協定破棄等につき次のとおり発表した。

- (1) シンガポールを含むスターリング地域に対する為替管理上の特例措置(注1)を全廃する。
- (2) シンガポールとの通貨等価交換協定(注2)を終結(terminate)させ、ブルネイとの間では、同協定を継続するか否か協議する(ただし、平価は変更せず)。
- (3) 共通証券取引所を分離するため、準備を進める。

上記措置に関し、マレーシア政府は5月10日、①市中銀行および公認両替商によるシンガポール通貨の等価交換を5月19日をもって打ち切り、同日以降は他の外国通貨と同様、市場レートを適用すること(ただし、国立銀行は、8月7日まで市中銀行および公認両替商が回収したシンガポール通貨を受け入れ、シンガポール金融管理局—Board of Commissioners of Currency—と交換)、②政府関係機関によるシンガポール通貨の受入れは、紙幣および硬貨については5月19日、小切手については5月13日をもって打ち切ること、などの具体的手続きを決定した。

これに対しシンガポール側では、5月11日、マレーシアが平価を据え置くことを前提に、8月7日までマレーシア通貨との等価交換に応ずる旨発表した。

今次措置の背景としては、①シンガポール経済の急速な発展に伴いマレーシアからの資金流出が増大しているため、シンガポールに対する為替管理を強化し、資本流出を抑制する必要が生じたこと、②国際通貨情勢の変動に対処し、今後平価調整のフリー・ハンドを持つ必要性が増大していること、などの事情があげられる。

なお、ブルネイ政府は5月22日、マレーシア政府に対し通貨等価交換を停止する旨通告を行なった(シンガポールとは協定継続)と伝えられる。

(注1) マレーシアの為替管理法は、英國にならい、スターリング地域諸国を Scheduled Territories と指定し、「居住者」の取扱いをしてきた。

(注2) 1967年、マレーシア、シンガポール、ブルネイ3国との通貨分離に伴い、これら3国の通貨当局間で締結。

同協定は、3国の各通貨がそれぞれ相手国において慣習的な法貨として流通することを認めた。銀行は無手数料で自國通貨と交換、さらに各國通貨当局は、回収した相手國通貨を等価、無手数料で一定期間ごとに交換し、過不足を金または交換可能通貨で決済する旨規定している。

## ◆マレーシア・シンガポール、預貸金利を引上げ

マレーシア国立銀行およびシンガポール金融管理局は4月25日、商業銀行の預貸金利をそれぞれ次のとおり引き上げる旨発表、26日から実施した。

(1) 預金金利		新	旧
貯蓄預金	シンガポール マレーシア	年4.0% 4.5	年3.5% 3.5
定期預金			
1か月もの		3.5	3.0
3か月もの		5.5	5.0
6か月もの		5.75	5.25
9か月もの		6.0	5.5
1年もの		6.25	5.75

ただし、2年もの(従来6.0%)、3年もの(同6.5%)については、今後預金者との個別交渉にゆだねられる。

## (2) 貸出金利

政府・政府機関向け貸出	年7.5%	年7.0%
一般貸出	8.0	7.5

両国金融当局は、いずれも最近の金融市場の実勢(シンガポールのインターバンク・レートは9~10%)に合わせて今次引上げに踏み切ったものであるが、とくに貸出金利の引上げについてはインフレ阻止を主眼としたものである旨説明している。

なお、マレーシアが、貯蓄預金利につきシンガポールを上回る引上げを行なったのは、同国内資金がシンガポールの金融市場に流出していることに対処したものとみられている。

## ◆インドネシア、預貸金利を引下げ

インドネシア中央銀行は4月11日、商業銀行の預貸金利を次のように引き下げる旨発表、翌12日から実施した。

(1) 預金金利		新	旧
定期預金			
3か月未満	年 6.0%	年 9.0%	
3か月以上 6か月未満	9.0	12.0	
6か月以上 1年未満	12.0	15.0	
1年以上	15.0	18.0	
国家開発預金			
10万ルピア以下	15.0	18.0	
10万ルピア超	15.0	18.0	

(2) 貸出金利		新	旧
輸出産品の生産・輸出向け	年 15.0%	年 18.0~24.0%	
公共運輸向け	15.0	24.0	
レジャー・産業向け	18.0	18.0~24.0	
建設請負業向け	18.0	24.0	
流通部門向け	18.0	24.0~36.0	
米穀、肥料・農薬の生産向け	据置き	12.0	

米穀以外の農業向け 据置き 15.0  
上記以外の部門向け 18.0～24.0 24.0～36.0

今回の預貸金利引下げは、経済の安定化に伴う国内預金の急増を背景に、頃来の高金利を漸進的に引き下げる措置の一環として採られたものとみられている(同国は、昨年5月にも同様3～6%幅で預貸金利の全面的引下げを実施)。

#### ◇インド、1973/74年度輸入政策を発表

インド政府は4月2日、1973/74年度(73年4月～74年3月)輸入政策を発表したが、その概要は次のとおり。

- (1) 一部化学品、各種製造機械、自動車部品、ラジオ部品等220品目(前年度、160品目)およびペアリング類、染料、一部医薬品等87品目(同、55品目)を輸入制限品目とする。
  - (2) 優先業種(上記品目を除く原材料、部品の輸入が原則的に認められるものは、従来の自転車、肥料、特定機械類等59業種に新たにポリエチレン、工業用アルコール、合成洗剤等11業種を追加し、合計70業種とする。なお、非優先業種でも、生産量の10%以上を輸出した場合には、優先業種と同様の取扱いが受けられる。
  - (3) 国営貿易公社(STC)、金属・鉱物貿易公社(MMTC)など国営機関の取扱い品目は、従来の鉄鋼、銅スクラップ、石油製品等182品目に新たに石油、銅管、コークス等20品目を追加し、合計202品目とする。
- 本輸入政策は、輸出好伸(72年中、前年比17.1%増)、輸入減少(同、6.1%減)にもかかわらず、対外債務の返済などから外貨準備が漸減傾向(72年1月12.5億ドル→72年12月11.8億ドル)をたどっている事情にかんがみ、輸出の促進、輸入代替産業の保護育成などによる外貨節約を主眼に採られたものである。

## 共産圏諸国

#### ◇ソ連、1972年中の主要工業製品生産動向を発表

ソ連閣僚会議中央統計局は、このほど主要工業製品の72年中の生産動向を発表した(次表参照)。これによると、電力、天然ガス、石炭のエネルギーをはじめ、粗鋼、化学肥料、自動車等主要工業製品の大部分の生産は前年に比べ伸び悩みをみせており、こうした事情を映し、昨年における工業生産全体の増勢は鈍化を示した(工業生産の前年比増加率は、71年の7.8%に対し72年は6.5%)。

#### ソ連の主要工業製品の生産動向

品 目	単 位	1971年 実 績	前年比増 減(△)率		1972年 実 績	前年比 増加率
			%	△		
電 力	十億 kw/h	800	7.9		858	7.2
原 油	百万t	372	5.4		398	6.9
天 然 ガ ス	十億m <sup>3</sup>	212	7.1		221	4.2
石 炭	百万t	641	2.7		655	2.1
粗 鋼	〃	121	4.3		126	4.1
化 学 肥 料	〃	61.4	10.8		66.1	7.6
化 学 繊 維	千 t	676	8.5		746	10.3
工 作 機 械	千台	205	1.4		210	2.4
ト ラ ッ ク	〃	564.3	7.5		597	5.8
乗 用 車	〃	529.0	53.7		730	37.9
セ メ ン ト	百万t	100.3	10.6		104.0	4.0
綿 織 物	十億m <sup>3</sup>	6.4	3.2		6.4	0
テ レ ビ	百万台	5.8	△ 13.5		6.0	3.4
冷 藏 庫	〃	4.6	12.1		5.0	8.6

#### ◇ソ連、昨年の貿易動向を発表

ソ連外國貿易省は、このほど72年のソ連貿易動向を発表した。それによれば、輸出は127億ルーブルと前年比2.4%増にとどまったのに対し、輸入は133億ルーブルと前年比18.8%の大幅増加を示した。その結果、貿易収支は、6億ルーブルの輸入超過と64年(入超48百万ルーブル)以降はじめて支払超過となった。

ソ連の地域別貿易では、引き続きコメコン諸国との貿易が最も大きく、その貿易に占める比重は前年の56.2%から59.6%へ増大した。これは、コメコン諸国内の経済協力の進捗によりソ連と他のコメコン諸国との貿易が拡大していることによるものである。一方、ソ連貿易に占める先進資本主義国の比重も前年の21.6%から22.6%へと若干伸びた。ソ連の国別貿易をみると、コメコン諸国中第1位は東ドイツ(総額37億ルーブル、71年34億ルーブル)、第2位はポーランド(総額28億ルーブル、71年25億ルーブル)である。これまで激減の一途をたどっていた対中國貿易は、72年には総額211百万ルーブルで、71年の139百万ルーブルに対し51.7%増と拡大の傾向を示している。

ソ連の対資本主義国貿易で従来第1位を占めていた日本は、72年には西ドイツに追い越されて第2位となり、対日貿易額は総額816百万ルーブルに達した。第3位はフィンランド、第4位はフランスである。とくに注目されるのは、米国との貿易の飛躍的増大で、71年の184百万ルーブルから72年には538百万ルーブルと2.9倍増加した。これは72年における米ソ通商協定の締結、ソ連の

穀物不作による米国からの食糧輸入の増大によるものである。

主要輸出入品目をみると、輸出の大宗は引き続き機械設備で、72年は30億ルーブル、前年比11.1%増と、これまでの最高を記録した。その主たる輸出先は他の社会主義国および発展途上国である。これに次ぐ主要品目は原燃料資材で、とくに72年の石油・同製品の輸出は、フィンランド(8.6百万トン)、イタリア(8.4百万トン)、西ドイツ(6.2百万トン)、スウェーデン(4.4百万トン)向け

#### ソ連の貿易動向

	金額(億ルーブル)			伸び率(%)		
	1970年	1971年	1972年	1970年	1971年	1972年
総額	220	236	260	11.6	7.1	10.2
輸出	115	124	127	9.8	7.8	2.4
輸入	105	112	133	13.7	6.4	18.8
貿易収支	10	12	△ 6			

#### ソ連の主要国別貿易動向

	1971年	1972年	対前年 比伸び 率(%)	(単位・百万ルーブル)		
				1971年	1972年	対前年 比伸び 率(%)
対コメコン諸国				対資本主義諸国		
ブルガリア	2,100	2,300	9.5	西ドイツ	667	828 24.1
ハンガリー	1,700	1,900	11.8	日本	734	816 11.2
東ドイツ	3,400	3,700	8.8	フィンランド	569	602 5.8
ポーランド	2,500	2,800	12.0	フランス	478	544 13.8
ルーマニア	900	1,100	22.2	カナダ	149	300 2.01倍
チエコスロバキア	2,400	2,600	8.3	ベルギー	158	175 10.8
对中国	139	211	51.7	イスラエル	112	121 8.0
米国				米国	184	538 2.92倍

を中心に前年の105百万トンから107百万トンに伸びた。なお、日本向けはわずかに1百万トンであった。

一方、主たる輸入品目は、輸出と同様機械・設備で、政府の技術革新政策の推進を映して、72年は46億ルーブルと前年比21%増加した。これに伴い、輸入総額に占めるその比重も前年の34.0%から34.6%に上昇した。次いで大きな比重を占めるのは消費財であるが、これも政府の生活水準向上重視の政策により、織物、衣料品、くつ、医薬品、文化・生活用品等を中心に伸び、輸入総額に占める割合は71年の35.3%から36.6%に上昇した。

#### ◆中国、1973年春季広州交易会を開催

本年の春季交易会は、例年どおり4月15日から5月15日まで広州市で開催され、昨年秋季をさらに上回る26千人が世界100余か国から参加した。今回は、とくにアジア、アフリカの発展途上国(ビルマ、タンザニア等)や最近中国と外交関係を樹立した豪州、ニュージーランド、スペインからの参加者が大幅に増加したほか、米国系華

僑の参加も目だった。

日本からは過去最高の約2,800人(約1,700社)が参加したが、日中間の商談は双方が輸出品価格の大幅引上げを要求したことから難航、一部の商談は交易会閉幕後に持ち越された。この結果、今季交易会における日中間の輸出入成約は昨年秋季に比べ価格が大幅に上昇した(たとえば、日本側輸出では機械類、化学品が3~4割上昇、中国側輸出では農水産物、鉱産物が2~3割の上昇など)反面、量的には減少した模様で、総成約額は往復240~250百万ドルと昨年秋季(約230百万ドル)比微増にとどまった。